

8月から児童扶養手当の現況届・特別児童扶養手当の所得状況届の受付を開始します

現在手当を受給されている方には、7月中にお知らせを送付します。内容をご確認いただき、期限内に届出ください。届出がないと11月以降の手当は支給されません。

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより、子どもを養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

特別児童扶養手当とは

精神または身体に障がいのある満20歳未満の児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

問い合わせ先

児童扶養手当について

町民課 こども係

(32) 3114

特別児童扶養手当について

保健福祉課福祉係

(32) 6522

小学校入学前のお子さんへ『定期予防接種』のお知らせ

今年度、幼稚園または保育園の年長児に相当するお子さまは麻疹および風しん(MR)の第2期定期予防接種の対象者です。体調を整えて期間内に接種することをおすすめします。

接種期限

令和8年3月31日まで

接種できる医療機関

軽井沢西部総合病院

井田医院

みよたファミリークリニック

※町外の医療機関で接種を希望する場合は、

望する場合は「市町村間相互乗入れ制度」に加入されているか、事前に医療機関にご確認ください。

持ち物

予防票、母子手帳

※予防票は、保健福祉課健康推進係(役場1階6番窓口)で再発行できます。母子手帳をお持ちの上、お越しください。

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32) 2554

「木造住宅」耐震診断および耐震改修工事の補助制度のご紹介

国、県および町では、平成19年度から、大規模な地震に備え、木造住宅の耐震診断を奨励しています。

耐震改修工事をご検討している方は、まずは耐震診断をお申し込みください。

耐震診断の対象となる住宅

次の項目全てを満たすもの

①昭和56年5月31日以前に建築工事に着手した住宅

②一戸建て住宅

③木造在来工法の住宅

耐震診断料 無料

耐震改修工事の補助制度

令和6年度までに実施した耐震診断の結果により、耐震改修工事または除却工事を行う場合の補助制度です。

耐震改修工事

工事費の2分の1

限度額 115万円

除却工事

工事費の2分の1

限度額 97・86万円

申込方法

申込用紙は建設水道課都市計画係(役場2階10番窓口)に用意してあるほか、町ホー

問い合わせ先

建設水道課都市計画係

(32) 3129

7月は「青少年の被害・非行防止全国強調月間」の強化月間です

～青少年は地域社会からはぐくむ～
伸びよう 伸ばそう 青少年



未来を担う青少年が社会における自らの役割と責任を自覚し、地域において心豊かにたくましく成長していくことは、みんなの願いです。

しかし、社会環境の変化に

伴い、SNS利用に起因する性犯罪被害や児童虐待、ヤングケアラーなど、青少年を取り巻く問題の複雑化・深刻さが憂慮されるところであり、

予断を許さない状況となつて

問い合わせ先

教育委員会生涯学習係

(32) 2770

マイナンバーカードの交付(受取)・電子証明書の更新について

休日開庁を実施します

仕事等で平日の開庁時間に来庁できない方は、ぜひご利用ください。

※来庁時は、役場東口玄関からお入りください。

実施内容

①マイナンバーカードの交付

完全予約制

電話(町民課代表)

0267(32)3114

手続きに必要なもの

「ご予約の際にお伝えします。

受付時間

午前9時～11時45分

②電子申請書の更新

手続きに必要なもの

有効期限通知書

(対象者に有効期限の3か月程度前に国から発送されたもの)

マイナンバーカード

暗証番号(カード交付時に設定したもの。お忘れの場合は窓口で再設定できます)

①英字大文字と数字を組み合わせた6～16文字

②数字4桁

電子証明書の有効期限をご確認ください



問い合わせ先

町民課住民係

0267(32)3114

令和7年度国民健康保険資格確認書等の一斉更新について

法改正に伴う

重要なお知らせ

令和6年12月2日以降、健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

12月2日以降、新たに国民健康保険に加入された場合や保険証を紛失された場合、マイナ保険証をお持ちでない方には保険証の代わりに資格確認書を、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を発行しています。

国民健康保険の「資格確認書」

「資格情報のお知らせ」が送付されます

マイナ保険証をお持ちの方は「資格情報のお知らせ」、それ以外の方は「資格確認書」に更新となります。対象の方には、7月下旬に世帯主様宛に郵送しますので、届きましたら住所・氏名・生年月日等記載内容をご確認ください。70～74歳の方には負担割合が記載されていますので、ご確認ください。

名 称・イメージ	資格確認書	マイナ保険証	資格情報のお知らせ(資格情報通知書)
交付対象者	マイナ保険証を保有していない方など	保険証利用登録をしたマイナンバーカード保有者	マイナ保険証を保有している方
有効期限	長野県国民健康保険資格確認書は基本的に1年間(8月1日～翌年7月31日)	5年(マイナンバーカードの電子証明書の有効期限)	70歳未満：なし 70歳以上：基本的に1年間(8月1日～翌年7月31日)
使用方法	医療機関等の窓口で提示	医療機関等に設置されているカードリーダーにかざし、顔認証または暗証番号を入力	マイナ保険証による受付ができない場合にマイナンバーカードと一緒に提示 ※資格情報のお知らせのみでは受診できません

《保険診療を受ける際の提示物の違いについて》

マイナ保険証の利用で限度額適用認定証等の提示が不要となります

医療費の一部負担金が高額になる場合は、限度額適用認定証を医療機関等に提示することにより、一部負担金の支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。限度額適用認定証の交付を受けるには、事前に町へ申請する必要がありますが、マイナ保険証の場合、事前の手続きなく自己負担限度額までに抑えられます。限度額適用認定証の事前申請が不要となりますので、マイナ保険証を是非ご利用ください。なお、既に限度額適用認定証の交付を受けている方は、7月31日で有効期限が満了しますので、希望される方は申請をお願いします(世帯の課税状況や国民健康保険税の納付状況等により発行できない場合があります)。

問い合わせ先

保健福祉課国保年金係

(31) 2512